

**令和2年度
南砺市子どもの居場所づくり促進事業補助金募集案内**

南砺市では、地域のつながりを強化し、子育ての孤立化の防止や子どもの健全な育成等を図ることを目的とした子どもの居場所づくりを設けようとする団体に対し、運営費の一部を補助します。

(募集期間)

令和2年7月1日(水) ～ 令和2年9月30日(水)

(補助金額)

対象経費の総額の1/2以内(上限5,000円/日)

(対象事業)

以下のいずれかに該当する事業の運営に係わる費用を対象とします。(両事業可)

- ① 食事会や遊び、体験活動等を通じて、子どもと保護者が身近な地域の多世代と交流できる子どもの居場所づくり
- ② 子どもの学習習慣の定着や基礎的な学力向上、社会勉強となる子どもの居場所づくり

<例>

○ケース1 (①の事業)

交流センターや集会所で月1回、昔の遊び、リズム体操、折り紙教室や子育てサロンなど子どもからお年寄りまで参加できるプログラムを企画し、地元住民の多世代交流を図る。

○ケース2 (②の事業)

空き家を活用し、月2回、ボランティア等が子どもの学習支援を行い、学習意欲や学習習慣の定着を図る。

○ケース3 (①と②を合わせた事業)

地元飲食店、農家やボランティアの協力の下、年6回、子どもの学習支援や子どもと保護者が野菜を収穫、調理、食事をする場を設け、学習意欲の向上や社会に接触する機会をつくり、地域との関係性の構築を図る。

1. 補助対象団体

以下の要件を全て満たす団体です。（法人格は問いません。）

- ◆市内に活動拠点を有し、主として市内において活動する団体であること。
- ◆子どもの居場所づくりを継続して実施するための意思及び能力を有すること。
- ◆組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- ◆政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- ◆公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- ◆暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体でないこと。

2. 補助要件

以下の要件を満たす事業が対象となります。

- ◆南砺市内で本制度の趣旨に合致する子どもの居場所づくりを設けること。
- ◆年間を通じて5日以上25日未満、1日あたりおおむね3時間以上実施すること。
- ◆原則、18歳未満（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある）の子どもの利用が、1日あたりおおむね5名以上見込めること。
- ◆常駐できる責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助ができるスタッフを1名以上配置ですること。
- ◆事業中や帰宅時等において、子どもの安全管理に十分配慮すること。
- ◆食物アレルギー等の有無について保護者等に確認し、適切な対応をすること。
- ◆食事を提供する場合、調理を伴うこと。（パンやおにぎりのみの提供等は補助対象となりません。）
- ◆食育の観点に配慮するとともに、厚生センターの指導に伴い、衛生管理等に十分に配慮すること。

3. 補助対象経費

運営経費	謝礼金（交通費を含む。）、消耗品費、印刷製本費、広告料、手数料、保険料、食材費、使用料、賃借料、通信運搬費
------	---

※子どもの居場所づくりの実施に要したことが明示できる経費に限ります。

※団体の運営に要する経費（構成員の賃金及び役員の報酬、事務所の維持管理費及び借上費等）、事業に直接必要とされない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費は対象外となります。

※講師謝礼やその他の人件費をはじめ、通常より著しく高額、高級と判断される部分については対象外となります。

4. 応募方法

以下の提出書類に必要事項を記載の上、南砺市教育委員会こども課へ令和2年9月30日(水)までに提出してください。(提出の際は事前予約の上お越してください。)

また、書類提出時や提出後、必要に応じてヒアリングを行います。

(提出書類)

- ・子どもの居場所づくり促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・事業収支予算書(様式第3号)
- ・応募団体の会則、規約等
- ・応募団体の概要がわかる書類(役員等の名簿、活動実績資料、パンフレット等)

5. 審査方法

提出された申請書等をもとに、応募要件を満たしているか審査を行います。

また、審査の結果、減額・不交付となる場合がありますのでご了承ください。

6. 交付決定

補助金交付団体及び補助金額を「補助金交付決定通知書」により、応募団体に通知します。

7. 年度内最後の事業終了後の手続き(実績報告)

年度内最後の事業終了後、速やかに以下の書類を提出してください。

(提出書類)

- ・子どもの居場所づくり促進事業補助金実績報告書(様式第7号)
- ・事業収支決算書(様式第8号)
- ・補助金の使途が確認できる明細一覧
- ・開設日数、利用者数がわかる書類
- ・領収書等活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- ・事業の状況がわかる書類(写真、資料等)

8. 補助金の交付

実績報告書等の内容をもとに、補助金金額の確定を行った後、各団体からの「子どもの居場所づくり促進事業補助金（概算払）請求書」の提出を受け、補助金を交付します。（補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。）

ただし、自己資金がない等の理由により、事前に補助金の交付が必要と認められる場合は、補助金交付予定額の一部を概算払として事前にお支払いすることができますので、ご相談ください。

なお、補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補助交付済額よりも少ない場合は、その差額を市に返還してもらうこととなりますのでご了承ください。

9. 補助金交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取り消しを行う場合があります。

また、それに伴う応募者が被る損害について、市は賠償いたしません。

- ◆補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- ◆補助金を他の用途に使用したとき。
- ◆補助金の交付決定の内容又は交付決定の際に付した条件等に違反したとき。
- ◆「南砺市子どもの居場所づくり促進事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき。

10. その他

補助決定後の事業変更、中止又は廃止については、あらかじめ南砺市の承認が必要となりますので、事前にご相談ください。

また、活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。

（問い合わせ・申し込み先）

南砺市教育委員会こども課 子育て支援係

〒939-1692 南砺市荒木1550番地

電話：0763-23-2010 Email:kodomoka@city.nanto.lg.jp

